



死因究明等推進計画における 検視等の体制について

令和3年7月30日

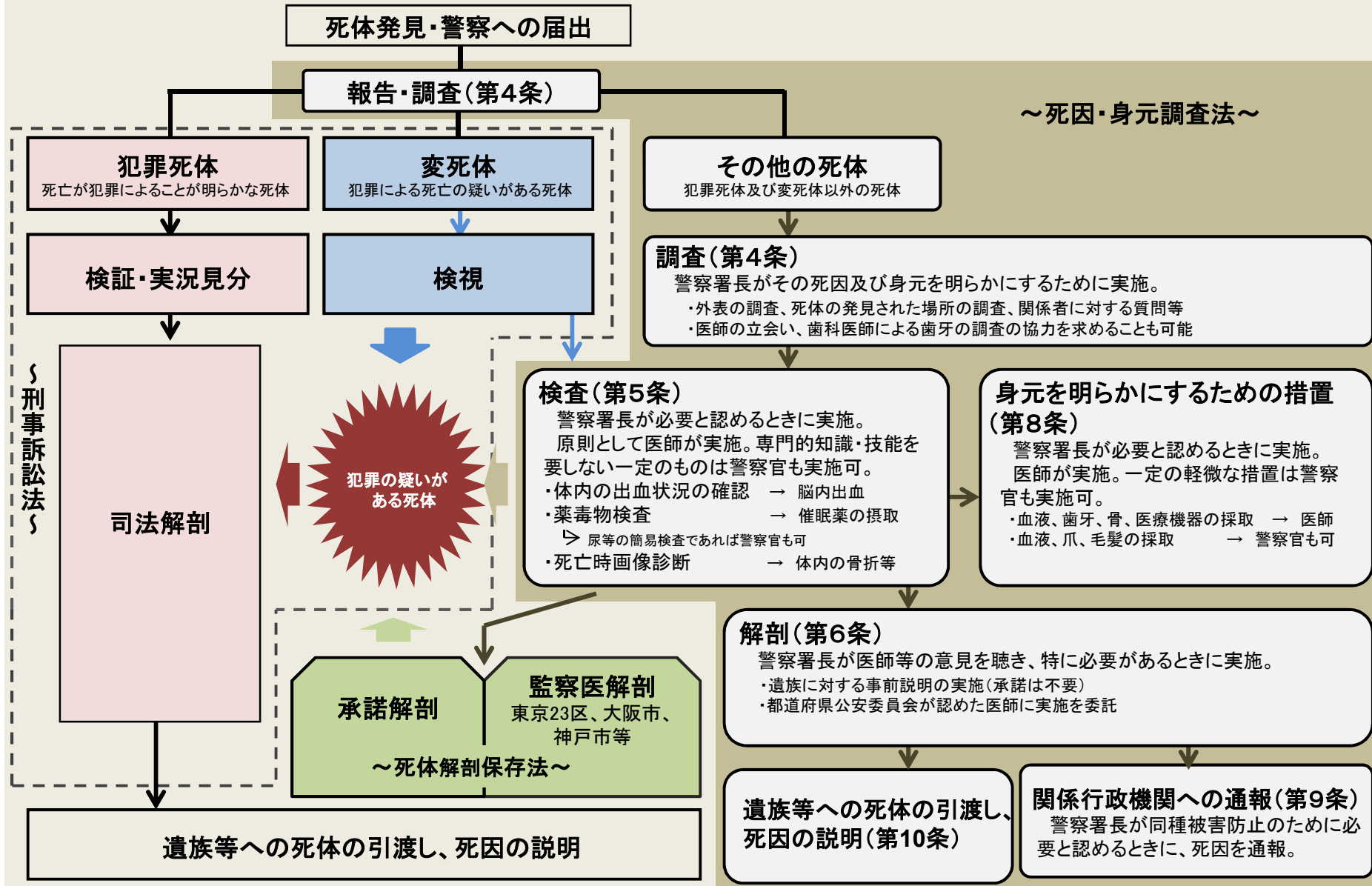
警察庁刑事局捜査第一課

検視指導室

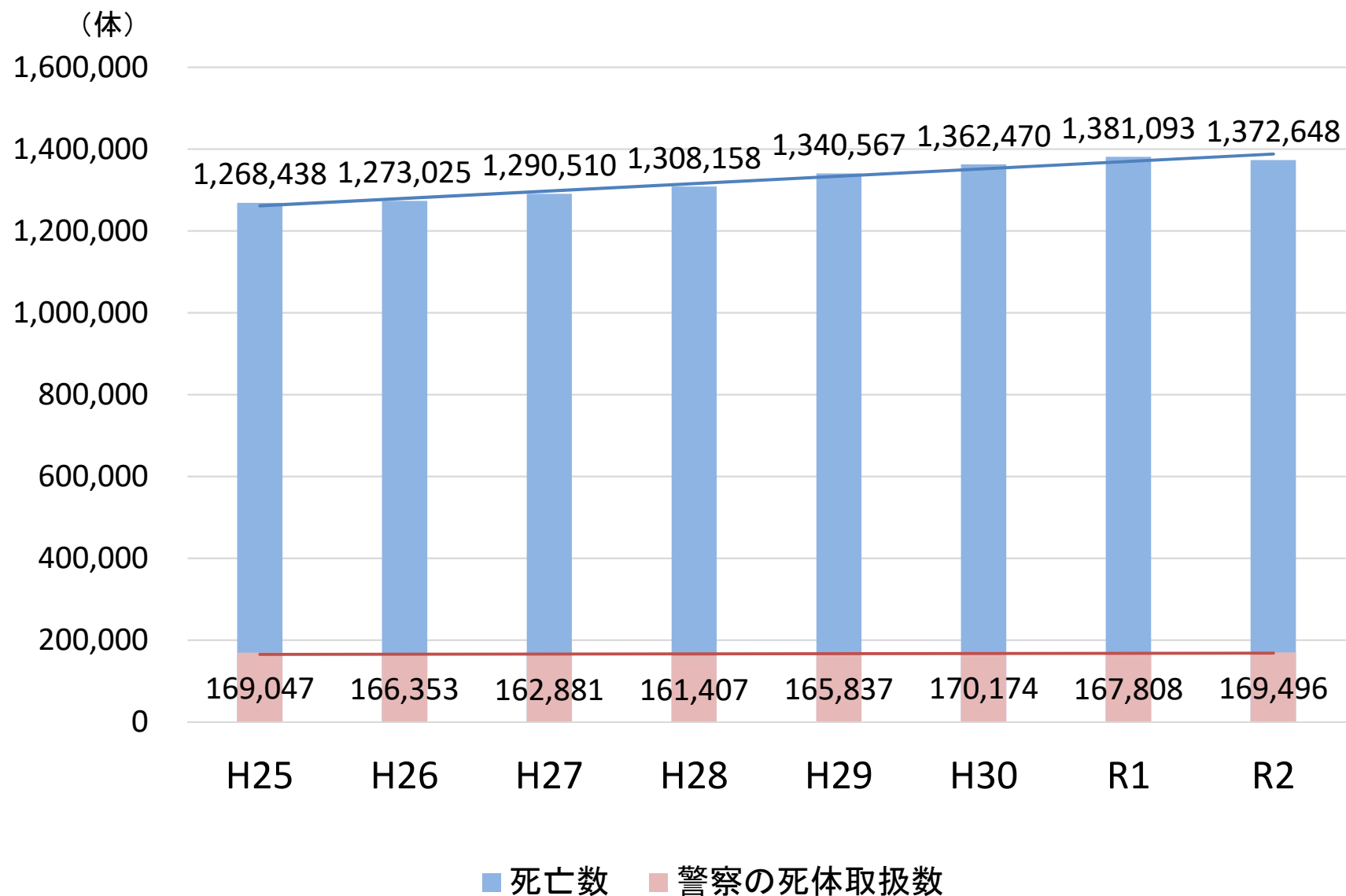
死 因 ・ 身 元 調 査 法 の 目 的 (第1条)

死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかになった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆の衛生に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保。

法 の 概 念 図

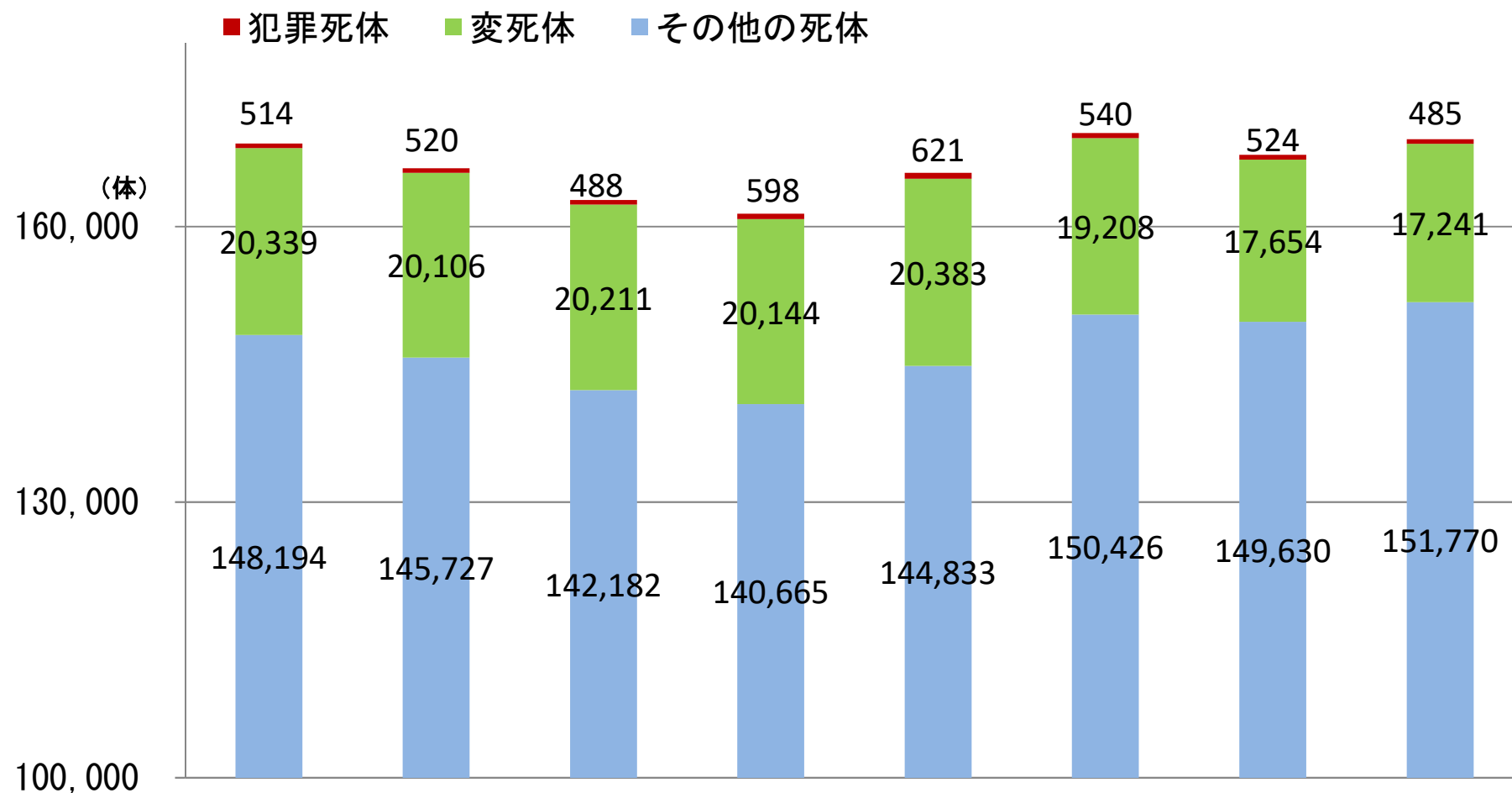


死亡者数及び警察における死体取扱数の推移



※死亡数は、厚生労働省人口動態統計による(令和2年は暫定値)。

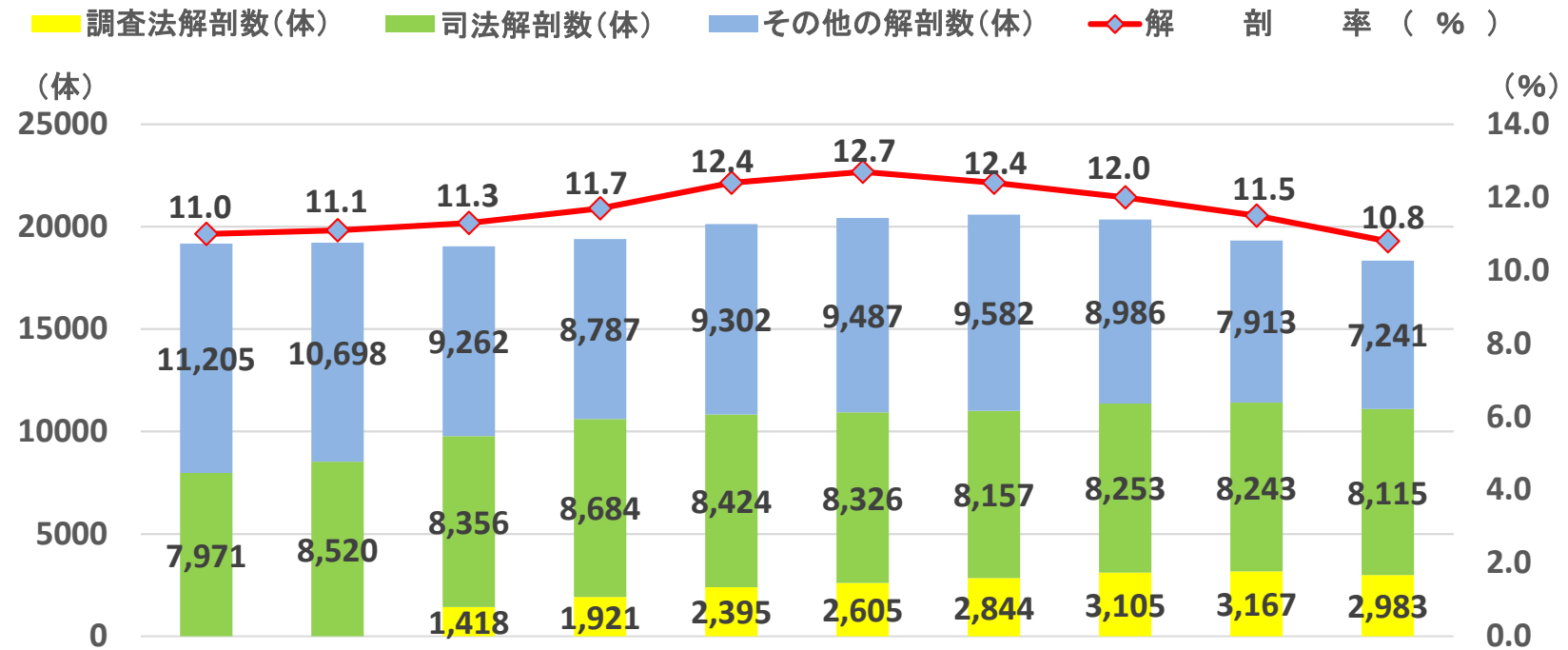
警察における死体取扱数の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犯 罪 死 体	514	520	488	598	621	540	524	485
変 死 体	20,339	20,106	20,211	20,144	20,383	19,208	17, 654	17, 241
そ の 他 の 死 体	148,194	145,727	142,182	140,665	144,833	150,426	149, 630	151, 770
総 数	169,047	166,353	162,881	161,407	165,837	170,174	167, 808	169, 496

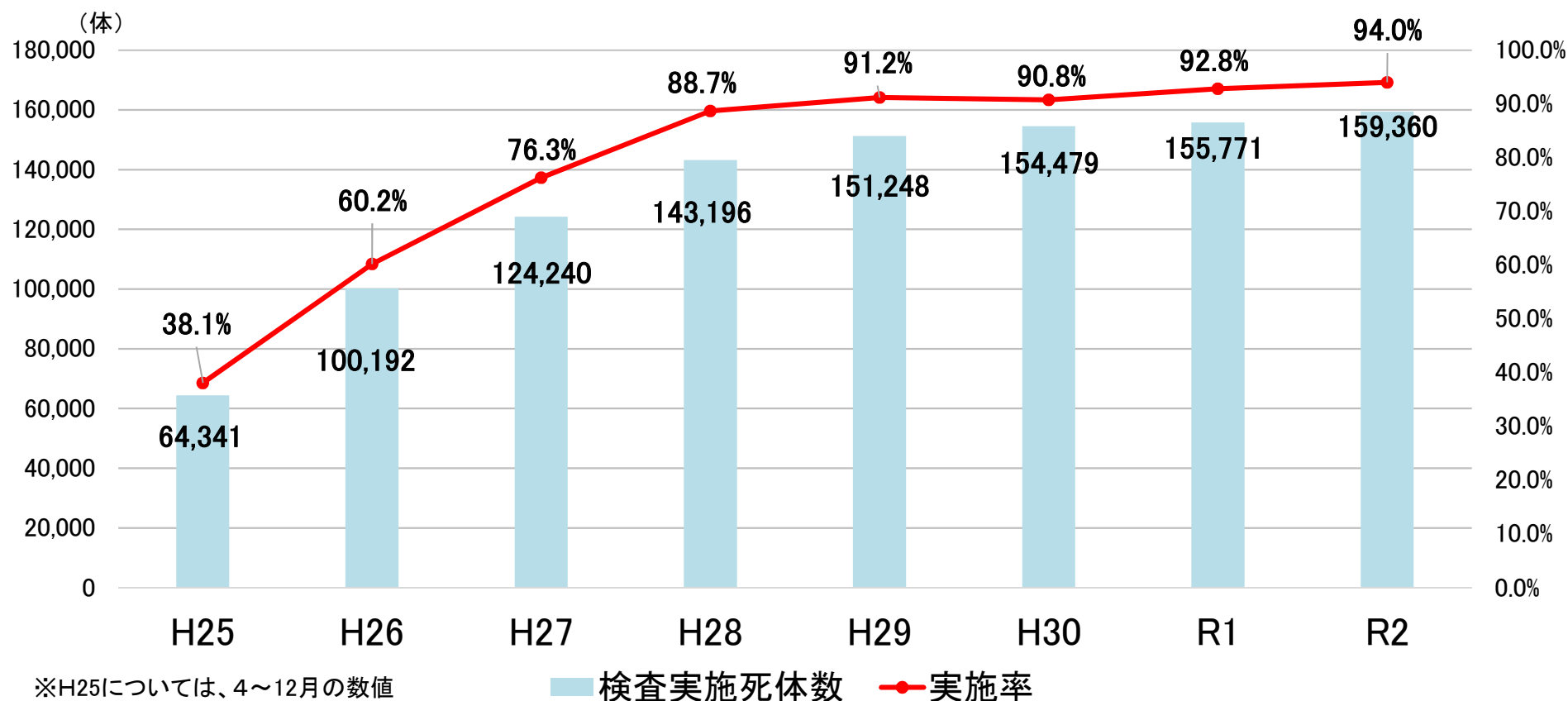
注) 捜査第一課に報告のあったもの(交通関係、東日本大震災による死者を除く。)

警察が取り扱った死体の解剖率の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
死 体 解 剖 数 (体)	19,176	19,218	19,036	19,392	20,121	20,418	20,583	20,344	19,323	18,339
解 剖 率 (%)	11.0	11.1	11.3	11.7	12.4	12.7	12.4	12.0	11.5	10.8
その他の解剖数(体)	11,205	10,698	9,262	8,787	9,302	9,487	9,582	8,986	7,913	7,241
司 法 解 剖 数 (体)	7,971	8,520	8,356	8,684	8,424	8,326	8,157	8,253	8,243	8,115
調 査 法 解 剖 数 (体)	-	-	1,418	1,921	2,395	2,605	2,844	3,105	3,167	2,983

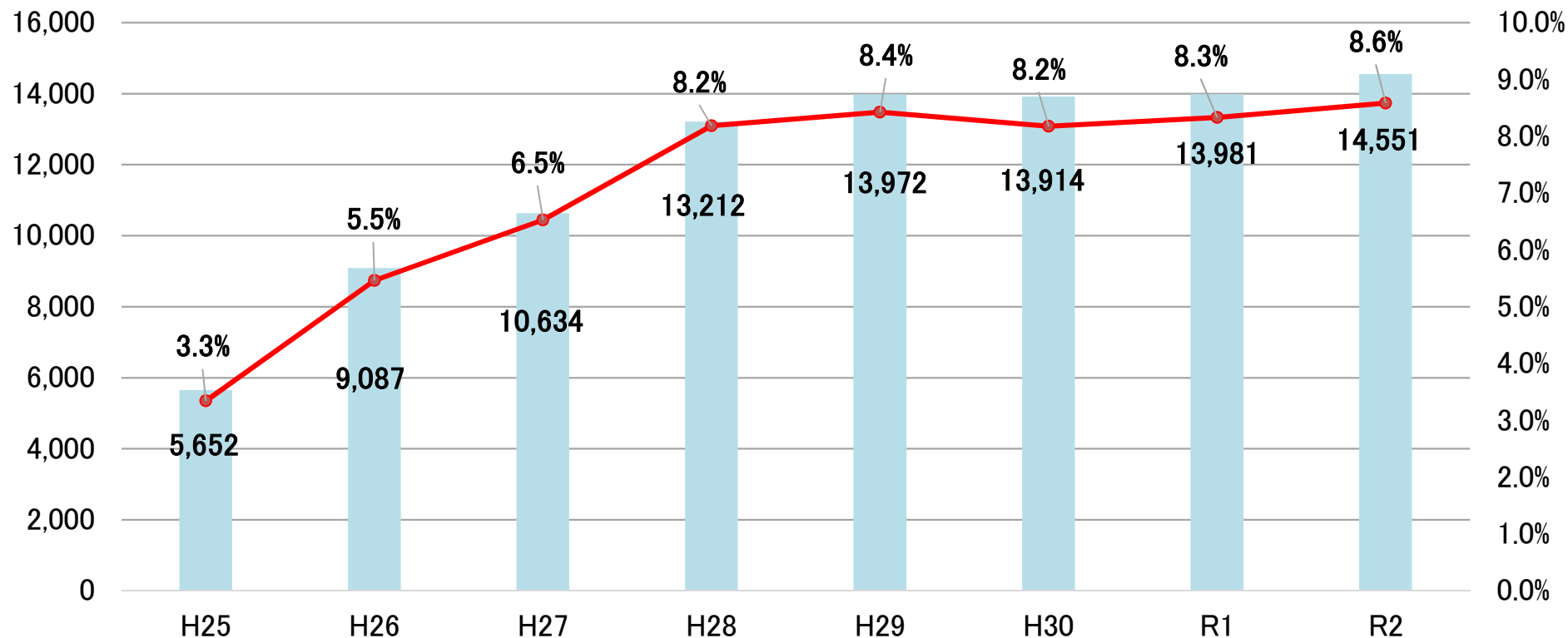
死因・身元調査法第5条に基づく検査について



検査の種別

- 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認
- 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他の人の生命又は身体を害するおそれがある物に係る検査
- 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中または尿中の量が増減する性質を有する物質に係る検査
- 死亡時画像診断 等

死亡時画像診断について



※H25については、4～12月の数値

死亡時画像診断実施死体数 実施率

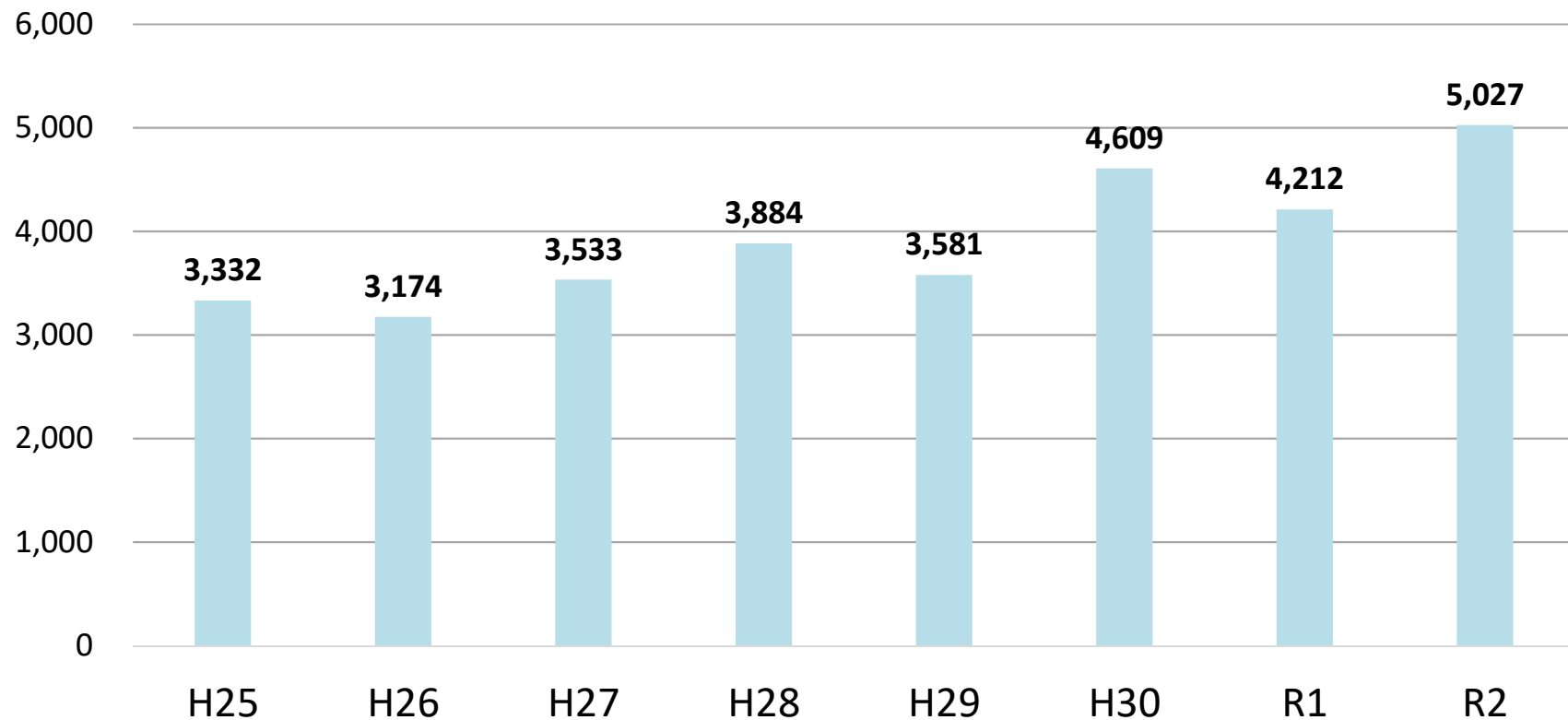
検査の種別

【死亡時画像診断】

死因・身元調査法第5条第1項において、「磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。」と定義されている。具体的には、CTやMRIを用いて死体の内部を撮影し、骨折や病変の有無等を調べるもの。

※ 警察が死体を取り扱う前に、救急搬送先の医療機関でCTやMRIによる診断が実施される場合があるが、このような診断については計上されていない。

死因・身元調査法第8条に基づく身元を明らかにする措置について



※H25については、4～12月の数値

検査の種別

(医師が実施)

- 血液、歯牙、骨等死体組織の一部採取
- 人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の摘出

(警察官でも実施が可能)

- 血液の採取
- 爪の切除
- その他組織の採取の程度が軽微な措置であって政令で定めるもの

災害時における医師や歯科医師との連携

- ・ 検視等への立会い
 - ・ DNA型検査のための血液、骨片等の採取
- 医師



- ・ 歯牙形状の記録・照合
- 歯科医師



- ・ 警察庁では、日本医師会、日本歯科医師会及び日本法医学会と大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を締結
- ・ 都道府県警察では、県医師会や県歯科医師会との合同訓練や研修会を実施

死因究明等推進計画の概要

1 現状と課題

- ・人口の高齢化を反映した死亡者数の増加
- ・法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性
- ・地方協議会の設置の促進、議論の活性化
- ・公衆衛生の向上・増進等を目的とした検査・解剖等が適切に実施される体制整備の必要性

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

○死因究明等の到達すべき水準

- ① 死因究明等が、重要な公益性を有するものとして位置付け
- ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備
- ③ 客観的かつ中立公正に実施
- ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与

3 死因究明等に関し講ずべき施策

(1)死因究明等に係る人材の育成等

- ・専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上
- ・都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察との合同研修会等の実施
- ・検査や解剖結果等の検案医や読影する医師等への還元 等

(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- ・死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大

(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施
- ・地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定 等

(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・より効果的・効率的な検視官の運用
- ・都道府県医師会、法医学教室等との連携強化 等

(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- ・公衆衛生の向上を目的とした検査・解剖に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援
- ・検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発 等

(6)死因究明のための死体の科学調査の活用

- ・薬毒物・感染症等検査の充実、死亡時画像診断の研修の更なる充実 等

(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施 等

(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・必要な関係行政機関への通報
- ・CDRについての検討 等

(9)情報の適切な管理

- ・情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理

4 推進体制等

○3年に1回、計画を見直し ○毎年1回計画のフォローアップを実施 ○必要な人材確保、体制整備の明確化等を中長期的課題として明記